町・県民税の申告について

問合せ
税務住民課町民税係　☎（820）1503

平成27年度（平成26年分）の町・県民税の申告受付・相談を次の日程で行います。

申告期間　2 月 14 日（土）～ 3 月 16 日（月）

申告の受付について

日　時		会　場
申告期間内の月曜日から金曜日	９時～17時	坂町役場　２階研修室
２月14日（土） 15日（日）	９時～16時	小屋浦ふれあいセンター　３階大会議室

※　今年度は、坂保育所仮施設として使用中のため、町民センターでの受付は行っていません。
※　土曜開庁日は、受付を行っていませんのでご注意ください。
※　申告受付期間の前半は、大変混み合い、例年お待ちいただく時間が長くなりますので、ご理解ください。

必要書類等

- 役場や税務署から申告書の案内が届いている方は、その書類一式
- 印鑑
- 各所得（収入）の分かるもの（源泉徴収票など）
- 不動産・営業等収入のある方は、収支内訳書（必ず事前に作成し、お持ちください。）
- 社会保険料、国民年金保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
- 医療費控除を受ける方は、予め合計所得金額等を計算し作成した明細書、支払った医療費の領収書、保険で補てんされる金額の明細書（領収書の日付が平成26年１月１日から平成26年12月31日までのもの）
- 寄付金控除を受ける方は、支払った領収書
- 身体障害者手帳等（お持ちの方）
- 学生等の方は、身分証明書又は在学の確認ができるもの
- ご本人名義の通帳（確定申告で還付がある場合）

諸注意

- 障害者・寡婦等諸控除の適用や国民健康保険税の軽減等の適用を受けるためには、町・県民税の申告が必要です。
- 青色申告・分離課税・損失・住宅借入金等特別控除初年度の方は、税務署で申告相談を行ってください。（作成済みの申告書のお預かりはできます。）
- 町・県民税の申告書を郵送での提出をご希望の方は、税務住民課までご連絡ください。

～２月は児童手当の支給月です～

児童手当を指定された口座に振込みます。新規に申請された方以外は、個人宛の通知はいたしませんので、通帳記帳などによりご確認ください。

- **振込み日：２月10日（火）**
- **支給内容：平成26年10月分～**
  平成27年1月分の児童手当

問合せ
民生課　☎（820）1505

海田税務署からのお知らせ

問合せ
海田税務署　☎（823）2131

○　**国税庁ホームページで申告書を作成！**
確定申告会場は大変混み合います。
確定申告書の作成は、国税庁ホームページの**「確定申告書等作成コーナー」**を利用し、ご自宅で作成されることをお勧めいたします。

○　**確定申告会場について**
（海田税務署管内の方は、どちらの会場もご利用いただけます。）
【海田税務署】安芸郡海田町大正町１番13号
【ＮＴＴクレドホール】広島市中区基町６番78号「基町クレド・パセーラ11階」（広島県庁前）
設置期間｜２月16日（月）～ ３月16日（月）※土曜・日曜日を除く
相談時間｜９時～17時　（受付は９時～16時）

安芸消防署からのお知らせ

問合せ
安芸消防署坂出張所　☎（885）0100

小さな頃から防火教育を！

12月の火災件数
～　０件（年間累計　１件）
救急件数
～　54件（年間累計　584件）

もういいかい　火を消すまでは　まあだだよ

住宅用火災警報器を設置された皆様へ！

・取扱説明書をよく読んで、適正な維持管理に努めましょう。
※くん煙式殺虫剤等の使用により誤って警報器を作動させ、困り果てる前に必ず使用上の注意を守りましょう。
・火災警報器の交換時期にも気を付けましょう。
設置がお済みでない方は、早期設置が必要です！